

【中国】公共図書館法の制定

主任調査員 海外立法情報調査室 岡村 志嘉子

*** 2017 年 11 月 4 日に制定された中国の公共図書館法は、公共図書館の定義及び機能を明確化し、国内の公共図書館事業の発展を促進することを目的とするものである。**

1 背景と経緯

中国では近年、急速な経済発展に伴い、多くの国民が経済的な豊かさだけでなく文化的・精神的な豊かさを求めるようになってきている。中国政府は現在、図書館を含む公共文化施設の整備その他の公共文化サービスの振興を文化政策の柱の 1 つと位置付け、多様化する国民の要求に応えるべく様々な施策を推進している。2016 年 12 月には、公共文化サービス体系の整備強化に関する基本法として、公共文化サービス保障法¹も制定された（2017 年 3 月 1 日施行）。今回の公共図書館法の制定は、それに続く公共文化サービス関連の立法である。

中国の公共図書館数は、改革開放政策の始まった 1978 年には 1,218 館であったが、2016 年には 3,153 館に増加し、蔵書総数も 9 億冊を上回っている。単なる量的な増加だけではなく、近年はデジタル資源の構築・整備、オンラインでのサービス提供など、サービス内容の拡充も進んできている。一方で、公共図書館整備の地域格差、管理運営体制の不備など課題も少なくない。このような中で、公共図書館について規定する法律が初めて制定され、公共図書館事業に関する法的基盤の整備が進んだことは、今後の事業発展に向けて画期的な意味を持つものであると考えられている。

公共図書館法の制定に関しては今世紀初頭から既に検討が始まっていたが、2017 年 3 月の公共文化サービス保障法の施行後、同法の規定との整合性を図った上で、初めて公共図書館法案が第 12 期全国人民代表大会常務委員会に提出された。法案審議は 2017 年 6 月の同委員会第 28 回会議、同年 10～11 月の同第 30 回会議の 2 回にわたって行われ、11 月 4 日に可決、成立した。成立した公共図書館法²は全 6 章 55 か条から成り、同日公布された。施行日は 2018 年 1 月 1 日である。

2 法律の構成及び主な内容

(1) 構成

第 1 章：総則（第 1 条～第 12 条）、第 2 章：設置（第 13 条～第 22 条）、第 3 章：運営（第 23 条～第 32 条）、第 4 章：サービス（第 33 条～第 48 条）、第 5 章：法的責任（第 49 条～第 54 条）、第 6 章：附則（第 55 条）。

(2) 立法目的

公共図書館事業の発展、公共図書館の役割強化、文化に関する国民の基本的な権利利益の保障、国民の科学的・文化的資質と文化的な社会水準の向上、人類の文明の伝承及び文化的自信

* 本稿におけるインターネット情報は 2017 年 12 月 7 日現在である。

¹ 公共文化サービス保障法について詳しくは、岡村志嘉子「中国の公共文化サービス保障法」『外国の立法』No.272, 2017.6, pp.157-171. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_10362195_po_02720005.pdf?contentNo=1> を参照。

² 「中华人民共和国公共图书馆法」国务院法制办公室 <http://www.chinalaw.gov.cn/art/2017/11/9/art_11_206619.html>

の確立を目的とする（第1条）。

（3）公共図書館の定義

公共図書館とは、一般公衆に無料で開放され、文献情報（図書・定期刊行物、視聴覚資料、マイクロ資料及びデジタル資源）を収集、整理、保存し、当該文献情報に係る検索、閲覧及びその他の関連サービスを提供し、社会教育を推進する公共文化施設をいう（第2条）。

（4）基本原則

県級以上の人民政府は、公共図書館事業を当該級の国民経済社会発展計画に、公共図書館建設を都市計画及び土地利用総合計画にそれぞれ盛り込み、必要経費を予算化しなければならない（第4条）。

国は、個人及び法人その他の組織による公共図書館の設置・運営（第4条）及び公共図書館への寄附（第6条）を奨励する。

国は、少数民族地域、貧困地域等の公共図書館事業の発展を支援する（第7条）。

公共図書館は、文献情報の保護及び利用に当たり、知的財産権保護、文化財保護、公文書管理及び国家機密保護に関する法令を遵守しなければならない（第10条）。

（5）公共図書館の設置

国は、都市部及び農村部を網羅し、便利かつ実用的な公共図書館サービス網を構築する（第13条第1項）。県級以上の地方政府は、当該行政区域内の人口分布、地理的条件、交通手段等の状況に基づき、設置すべき公共図書館の数、規模、分布等を決定し、図書館施設及び移動式・セルフ式サービスの整備を進めなければならない（同条第2項）。

公共図書館は、その設置に当たり、①定款、②固定した所在地、③機能に適応した庁舎面積、閲覧席、文献情報及び施設設備、④機能、蔵書規模等に適合した職員、⑤必要な運営資金及び安定的な資金源、⑥安全確保のための設備、制度及び緊急時対応マニュアルを具備しなければならない（第15条）。

公立の公共図書館の長は、相応の文化水準、専門知識及び組織管理能力を、また、公共図書館の職員は、相応の専門知識・技能を有する者でなければならない（第19条）。

（6）公共図書館の運営

国は、公共図書館において関係者代表、専門家及び一般公衆の参加を得たコーポレートガバナンスの整備を進める（第23条）。

公共図書館は、購入、納本、寄贈等の合法的な方法により、文献情報を収集することができる（第25条）。

出版者は、国の関係規定に基づき、国家級図書館及び所在地の省級公共図書館に対し、出版物を納入しなければならない（第26条）。

公共図書館は、所蔵文献情報を適切に保存しなければならない、みだりにそれを処分してはならない（第28条）。

（7）サービス提供

公共図書館は、平等・開放・共有を旨とし、一般公衆に対し、①文献情報の検索・閲覧、②閲覧室、自習室等の開放、③公益性のある講座、読書推進活動、研修、展示、④その他国の定める無料サービス項目を無料で提供しなければならない（第33条）。

公立の公共図書館は、未成年者向けの閲覧区域を設けて専門のサービスを提供しなければならない、高齢者、障害者に対しても必要に応じたサービスを提供しなければならない（第34条）。